

# いじめ防止基本方針

青森県立青森西高等学校

## 1 はじめに

我が国において、いじめは深刻な社会問題となっている。毎年のように、いじめを背景として自ら命を絶つ中学生や高校生の悲報を耳にする。特に近年では、情報化社会の急速な発達にともない、いじめの態様が複雑化・巧妙化し、インターネット等でのいじめが高校生の中で急増している。

平成25年9月28日、「いじめ防止対策推進法」が国によって施行された。本校ではこれを受けて、「いじめは絶対に許さない」という強い信念を持って、更に日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

### (3) いじめの構造と動機

#### ①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

#### ②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、人数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

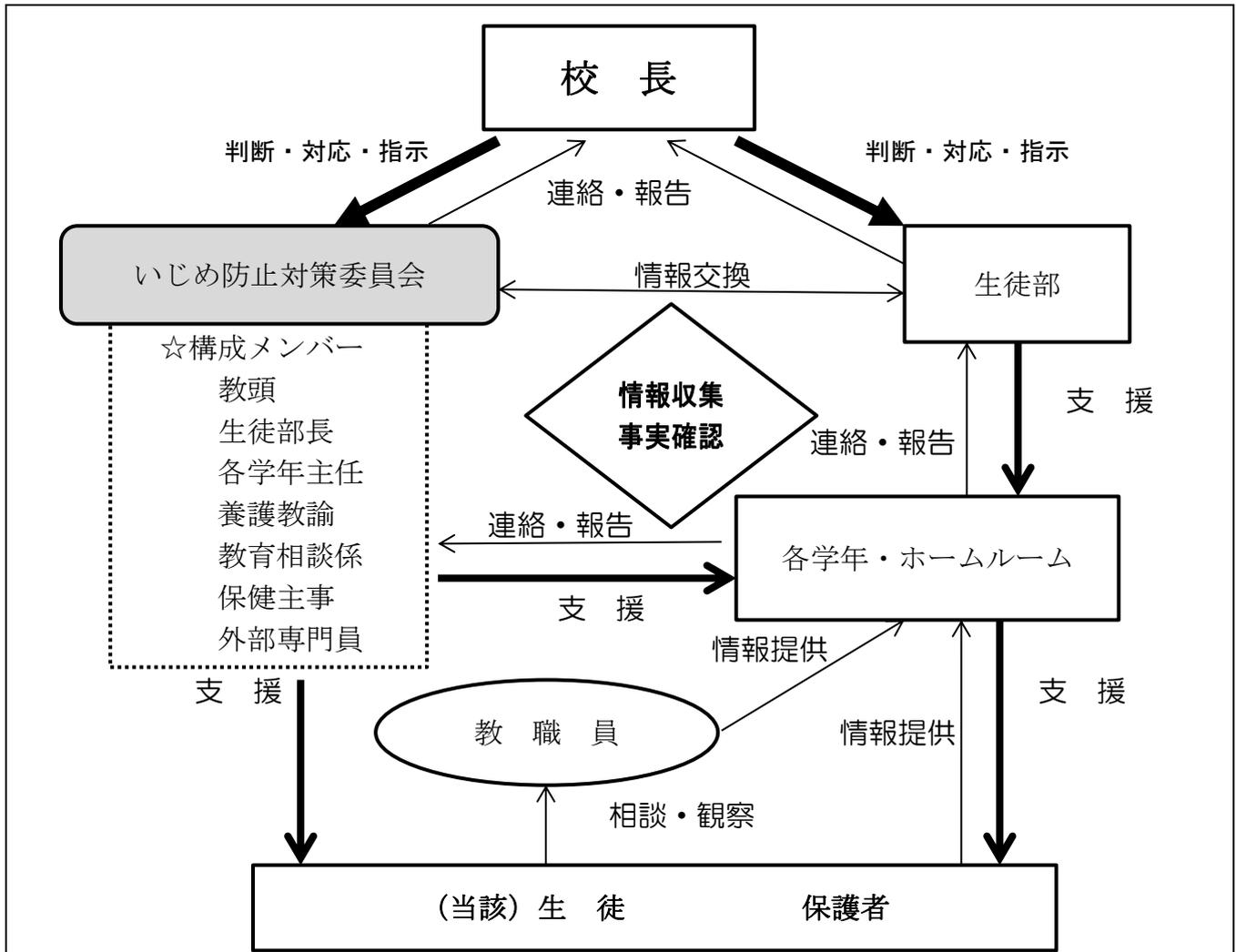
### (4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

※喧嘩やふざけ合いであっても調査して対応をする。

### 3 いじめ防止体制（平常時）

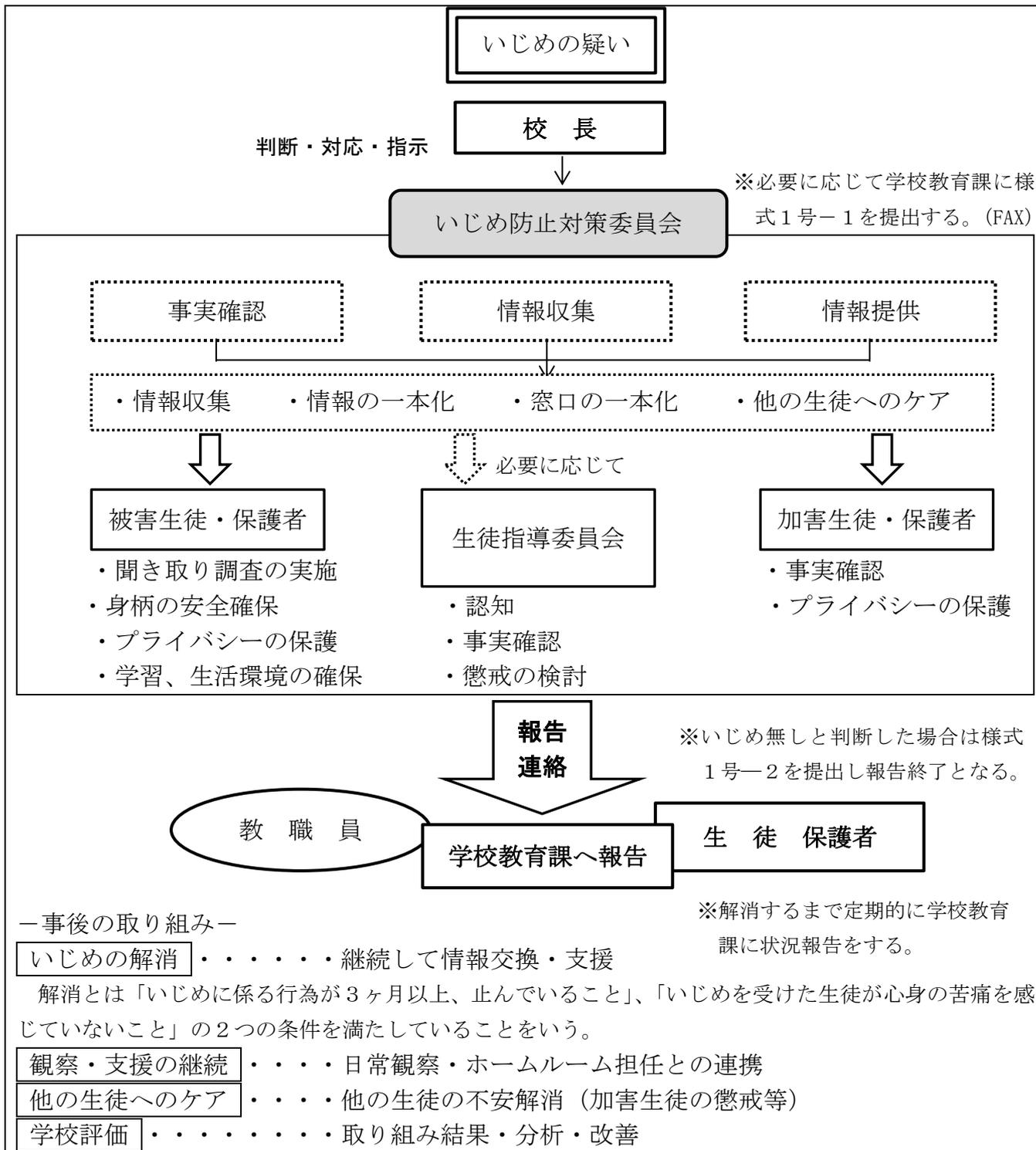


#### ～未然防止・早期発見のために～

- ・1・2年生対象エンカウンターの実施
- ・全校生徒対象、生活調査アンケートの実施（5月・9月・2月）  
※いじめのほかネットによるいじめやトラブル、日常生活に関する質問も含む。
- ・教職員対象、気になる生徒調査アンケートの実施（5月・9月・2月）
- ・1・2年生対象ハイパーQ Uの実施（6月・10月）
- ・情報モラル教育の実施（授業・講演）
- ・面談の定期的な実施（生徒・保護者）
- ・相談BOXの設置・周知
- ・生徒部通信の発行（毎月）
- ・学校評価アンケートの実施
- ・学校評議員会の実施
- ・いじめ防止対策委員会の実施
- ・PTA・全教職員での挨拶運動の実施
- ・SNS トラブル防止標語募集
- ・いじめに関する研修会への参加
- ・東青地区生徒指導部会内での情報共有
- ・スクールカウンセラーの配置
- ・基本方針の見直し

## 4 いじめへの対応

### (1) いじめ発生時

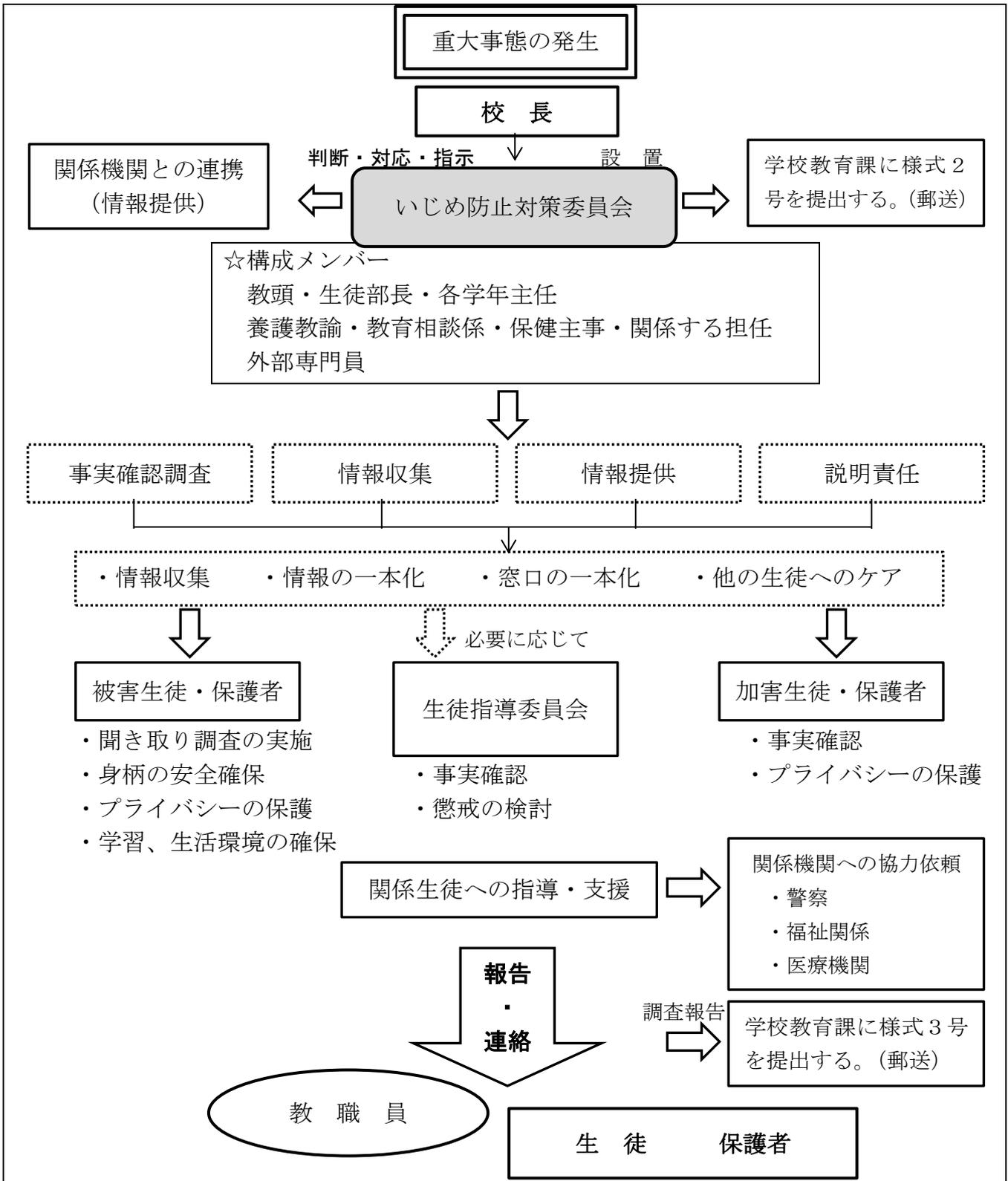


### (2) 重大事態発生時

重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - ・生徒が自殺を企てた場合 ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合 ・高額の金品を奪い取られた場合
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合

※別室登校の場合や短期間であっても連続して欠席した場合は状況に応じて判断する。



—事後の取り組み—

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 報道関係への対応 | ・ ・ ・ ・ ・ 県教委との連携                |
| 観察・支援の継続 | ・ ・ ・ ・ ・ 日常観察・ホームルーム担任、関係機関との連携 |
| 他の生徒へのケア | ・ ・ ・ ・ ・ 全校生徒の不安解消（加害生徒への懲戒等）   |
| 学校評価     | ・ ・ ・ ・ ・ 取り組み結果・分析・改善           |

### (3) ネットいじめへの対応

#### (1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまして社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

#### (2) ネットいじめの予防

##### ①保護者への啓発

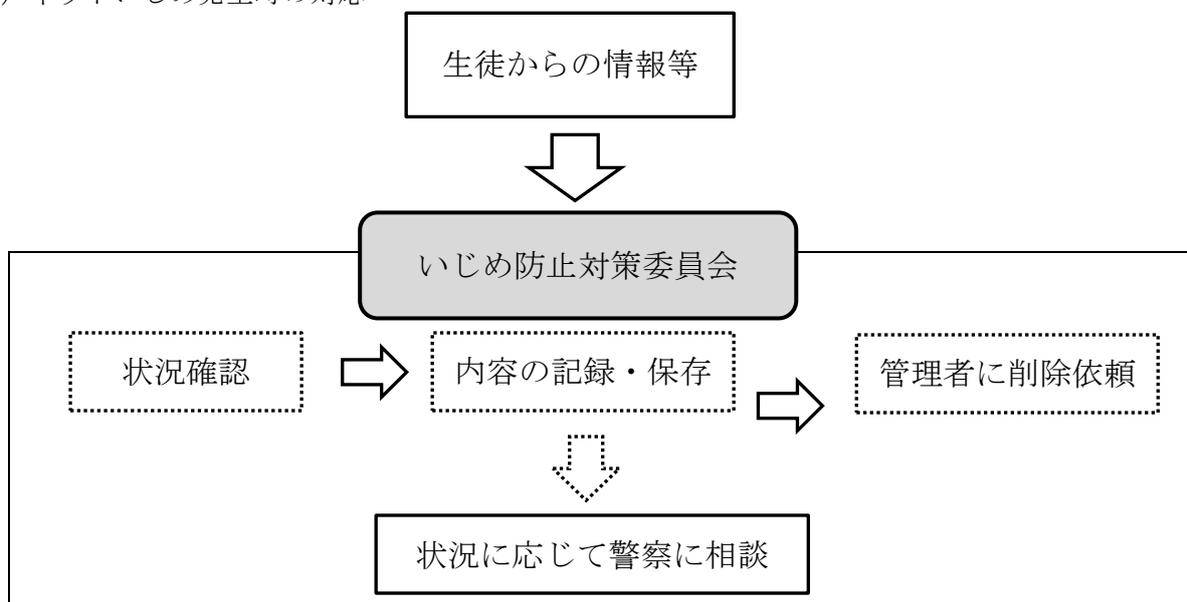
- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

##### ②情報教育の充実

- ・ホームルーム活動や授業における情報モラル教育
- ・ネット犯罪等の講演会の実施

##### ③不当な書き込みへの迅速な対応

#### (3) ネットいじめ発生時の対応



### (4) 解決に向けた対応について

#### (1) いじめられた生徒及びその保護者への対応

- ①いじめられている生徒にも責任があるという考え方をしてはいけない。
- ②生徒の個人情報等プライバシーには十分留意して対応する。
- ③家庭訪問等により、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。
- ④教職員協力の下、生徒の安全確保に努める。
- ⑤安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて別室登校とする。また、状況に応じて出席停止制度を活用する。

#### (2) いじめた生徒及びその保護者への対応

- ①プライバシーには十分配慮し、一定の教育的配慮の下に指導する。
- ②迅速に保護者に事実関係を伝え、理解や納得を得た上、保護者に協力を求める。
- ③保護者に対して、継続的な助言を行う。
- ④自らの行為の悪質性を理解させ、その行為の責任を自覚させる。
- ⑤健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。